

役員のための財務税務会社法ニュース マネジメントレポート

今回のテーマ： 信託の活用～自社株式の信託～

信託は、委託者（財産の所有者）の所有する財産を受託者（財産の管理者）へ譲り渡し、受託者が受益者（利益享受者）のために財産を管理・処分する契約行為です。

1 活用事例（自社株式の信託）

自社株式の信託は、自社株式の評価額が低いうちに、次世代へ株式を譲りたいが、「議決権」は手元に残しておきたいなどの場合に有用です。

取 引 図	
図	<p>① 信託契約締結、②受益権取得 自社株を信託財産として、受託者へ譲り渡します（自社株式の所有権が受託者へ移転）。委託者は、その見返りに受益権を取得します。</p> <p>③ 受益権移転 受益権は信託契約の定めにより、いつでも受益権を譲ることが可能です。</p>
ポ イ ン ト	<p>① 自社株式は、受託者が信託契約に基づいて管理を行います。 〔信託財産は、受託者固有の財産とは区別されるため、受託者固有の債務弁済に充てられることはありません。〕</p> <p>② 受益者には、経済的利益を損なわないように受託者を監督する権利があります。 ⇒受益者自身が監督する場合のほか、信託監督人として第3者機関を置くことも可能です。</p> <p>③ 議決権は自社株式の保有名義人である受託者が保有しますが、指図権者を別途定め、指図権者が受託者に対して指図をすることにより議決権行使を行うことができます。 ⇒財産としての受益権を後継者に承継し、委託者が議決権行使に関する指図権を保有することも可能です。</p> <p>④ 受益権の移転は、信託契約の定めにより、いつでも行えます。 ⇒自社株式の評価額が低いときに、受益権を後継者へ売買、贈与、相続時精算課税贈与等により移転させることができます。</p>
課 税 関 係	<p>① 信託契約締結時（効力発生時） 委託者の譲渡所得税課税なし・受託者の受贈益課税なし</p> <p>② 受益権移転時 （売買）譲渡所得税課税 （贈与）贈与税課税 （相続）相続税課税</p>
評 価	<p>元本受益権の価額＝信託財産の価額－収益受益権の価額 収益受益権の価額＝将来受けるべき利益の現在価値合計額</p>

お見逃しなく！

- ・信託契約次第では、後継者の指定が、子の世代だけでなく、孫の世代も可能となります。
- ・受益権を生前に「贈与」した場合は、原則として遺留分算定基礎財産に算入されます。